

平成 30 年 4 月 1 日
香 川 県 土 木 部

土木設計業務等に関する変更業務計画書の運用について

業務計画書の変更要件について

土木設計業務等の業務計画書については、測量業務共通仕様書、設計業務等共通仕様書及び、地質・土質調査業務共通仕様書において、次のとおり規定されている。

1. 受注者は、契約締結後 14 日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. (略)
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

第 3 項の「重要な内容を変更」に関して、次の事項に該当する変更契約の場合は、重要な内容の変更に該当しないものとして、変更業務計画書の提出は省略できるものとする。

- (1) 発注者からの指示による履行期間の延長
- (2) 関係官公庁への手続き、地元関係者や関連工事との調整等、受注者の責めに帰さない事由による履行期間の延長

ただし、履行期間延長後の変更業務工程表を調査職員に提出するものとする。